

税務情報

国税庁からの公表情報

1. 法人税基本通達等の趣旨説明の公表

国税庁は11月11日、2022年度税制改正等に対応して発遣された「[法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）](#)」（2022年6月24日付）^(*)に係る以下の趣旨説明を公表しました。

^(*) e-Tax News No.262「[国税庁からの公表情報](#)」（2022年6月30日発行）にてお知らせしています。

■ [令和4年6月24日付課法2-14ほか1課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明](#)

たとえば、以下のような趣旨説明がなされています。

第1 法人税基本通達関係

【グループ通算制度における投資簿価修正制度】

《2-3-21の4 時価純資産価額の計算が困難な場合の取扱い》

- 資産調整勘定対応金額等の加算措置（以下、「本加算措置」）の適用に当たり保存すべきこととされている書類（通算終了事由が生じた通算法人（以下、「他の通算法人」）の株式を有する通算法人のうち、いずれかの法人が調整勘定対応金額の計算の基礎となる事項等を記載した書類）は、当該他の通算法人の対象株式の各取得の時において作成された書類である必要はない。
- たとえば、本通達の注書1に定められているように、対象株式の取得時に調整勘定対応金額を計算した場合には負債調整勘定対応金額が計算されることが見込まれるため、これを零としているような場合には、課税上の弊害が認められるため本通達の取扱いの適用はない。

《2-3-21の5 資産調整勘定対応金額等がある場合の加算措置の対象となる対象株式の取得》

- 本加算措置は、通算完全支配関係発生日において他の通算法人の株式を有する法人が同日以前に取得をした当該他の通算法人の対象株式について資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額を計算することとされている

ことから、当該他の通算法人の対象株式を取得した法人が、本加算措置の適用時において当該他の通算法人の株式を有していない場合やその時において通算法人でない場合であっても、通算完全支配関係発生日において当該他の通算法人の株式を有していた法人が同日以前に取得をした当該他の通算法人の対象株式については、調整勘定対応金額の合計額の計算対象となる。

- 通算完全支配関係発生日以前に当該他の通算法人の対象株式を取得した法人はその取得時に通算法人である必要はないため、当該他の通算法人の株式を有する内国法人又は通算完全支配関係発生日において当該他の通算法人の株式を有する法人が通算制度を開始し又は通算制度に加入する前に取得した対象株式であっても本加算措置の対象となる。

《2-3-21 の 7 資産調整勘定対応金額等の計算の基礎となる資産及び負債》

- 本通達では企業会計における連結子会社化に際しての子会社の個別財務諸表上の資産・負債の時価評価の取扱いも踏まえ、(1) 他の通算法人の対象株式の取得時直前の月次決算期間又は会計期間の終了の日に当該他の通算法人が有する資産・負債の同日における価額（時価）を基礎として調整勘定対応金額を計算することを認めると例示しているが、たとえば、(2) その対象株式の取得日を含む月次決算期間又は会計期間の終了の日の方がその有する資産・負債を正確に把握できる場合には、同日に有する資産・負債の同日における価額（時価）を基礎として調整勘定対応金額を計算しても差し支えない。
- 他方で、これらの日に有する資産・負債の内訳と当該他の通算法人の対象株式の取得時に有する資産・負債の内訳に著しい差異があるなど課税上の弊害が認められる場合には、本通達の取扱いの適用はない。たとえば、棚卸資産や売掛金などの流動資産については、行う事業の内容に違いがない限り、一般的には、著しい差異があるとはいえないと考えられるが、建物、土地又は有価証券等について取得、譲渡、除却等の事実がある場合には、一般的に一定の調整が必要になると考えられる。
- 「その有する資産・負債の価額（時価）」は、法人税基本通達 4-1-3 及び 9-1-3 における「当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額」によることとなるが、この点、たとえば、企業会計における連結子会社化に際して行う時価評価に係る時価評価額は、一般的には、調整勘定対応金額の計算の基礎となる当該他の通算法人が有する資産・負債の価額（時価）とおおむね一致するものと考えられる。

《2-3-21 の 8 資産調整勘定対応金額等の計算の基礎となる対象株式の取得価額》

- 他の通算法人の対象株式の取得時期が古いなどの理由により、取得価額に含めた付随費用の把握が困難な場合には、付随費用を加算しない購入代価をその対象株式の取得価額として調整勘定対応金額を計算しても差し支えなく、また、書類の保存については売買契約書の保存で足りる。

【子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置】

《2-3-22の6 対象期間内に利益剰余金の額が増加した場合のその増加額を証する書類》

- 内国法人の子会社である他の法人が対象配当等の額の支払を行うに当たり、その子法人から支払を受けた配当等の額と同額を即時に支払うこととしていることや所在地国における制度上の必要がないといった理由等により、当該他の法人が対象期間に係る決算書等の書類を作成していない場合には、本措置の特定支配日利益剰余金額要件の判定を行うに当たり、内国法人が他の法人から対象期間の利益剰余金の額の算定に必要な書類の写しを取り寄せ、取り寄せた書類の写しから対象期間の利益剰余金の額を合理的に計算したときは、その取り寄せた書類の写し及びその計算した書類を当該他の法人により作成されたその直近の決算書等の写しとともに保存しておくことで、本要件に係る書類の保存要件は満たしていることとなる。

「第1 法人税基本通達関係」では、上記のほか、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等及びグループ通算制度における外国税額控除制度に係る新設通達の趣旨説明等が、また、「第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係」では、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除関係の趣旨説明等がなされています。

2. 申告書別表等の記載例（グループ通算制度適用法人用）の公表

国税庁は11月11日、グループ通算制度に関する以下の資料を公表しました。

■ [申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）](#)（PDF 3,654KB）

この記載例は、通算法人が作成する法人税申告書別表に記載すべき各金額について、そのつながりや対応関係を明らかにし、グループ通算制度への理解や適正申告の一助となるよう作成されたものです。

具体的には、以下の別表について、その作成の目的や使用イメージが解説されているほか、設例に基づく別表等の記載例が示されています。

- 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）
- 外国税額控除（別表六（二）、六（二）付表五）
- 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六（九）、六（九）付表）
- 損益通算（別表七の三）
- 欠損金の通算（別表七（一）、七（二）、七（二）付表一）
- 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）
- 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）

■ [「欠損金の繰戻しによる還付請求書」及び「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の記載例（グループ通算制度適用法人用）](#)（PDF 6,667KB）

以下の3つの事例ごとに、Q&A形式でそれぞれの前提及び繰戻し還付請求の可否等が解説されているほか、還付請求書等の記載例が示されています。

- 青色欠損金について繰戻し還付請求を行う場合
- 青色欠損金と災害損失欠損金について繰戻し還付請求を行う場合
- グループ通算制度への移行1期目を欠損事業年度とし、連結納税制度適用の最終事業年度を還付所得事業年度とする繰戻し還付請求をする場合

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL: 075-353-1270

FAX: 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.